

平成 27 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ホ ッ ト ラ ン ド
住 所 東 京 都 中 央 区 新 富 一 丁 目 9 番 6 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 瀬 守 男
(コード番号：3196 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 長 高 橋 謙 輔
TEL. 03-3553-8118

ストックオプション(新株予約権)の取得および消却に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 20 日開催の定時取締役会において、行使条件に該当しなくなったストックオプション(新株予約権)を無償で取得すると共に、取得後直ちに消却することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 取得及び消却する本新株予約権の内容

取得及び消却する新株予約権の名称	第 1 回新株予約権
発効日	平成 24 年 12 月 26 日
発行した新株予約権の個数	583 個 (1 個あたりの目的たる株式数 700 株)
残存する新株予約権の個数	428 個
取得及び消却する新株予約権の数	14 個
消却後に残存する個数	414 個
取得価格	無償
取得日及び消却日	平成 27 年 3 月 7 日

2. 新株予約権の取引及び消却の理由

上記新株予約権は、当社従業員が株主の皆様と利益意識を共有することを主眼とし、中長期的な株主価値の増大と報酬とを連動させ、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社従業員に対し、ストック・オプションとして発行したものであります。退職により平成26年12月31日までに新株予約権の行使の条件に該当しなくなった元当社従業員の未行使分について、「第 1 回新株予約権」の発行要項に定める行使条件に該当しなくなったため、会社法第236条第1項第7号イ・ハ及び同法第274条の規定に基づき、平成27年 2 月20日開催の取締役会にて当該新株予約権を当社が無償で取得し、これを消却することを決議致しました。

3. 今後の見通し

本決議による新株予約権の消却が当社業績に与える影響は軽微であります。

以上